

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 二四
- 訓令
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 二四
- 告示
地方税の収納の事務を委託した件 二四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二四
土地改良区の定款の変更を認可した件 二四
道路の区域を変更する件 二四
- 公告
徴税吏員証票を無効とする件 二四
徴税吏員証票を無効とする件 二四
一般競争入札を行う件 二四
福島県教育委員会 二四
- 福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則 二四
福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 二四

規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十四号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次

のように改正する。

第一条中「平成二十五年政令第六十二号」の下に、「森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）」を加える。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。附則に次の一項を加える。

5 森林経営管理法第三十七条第二項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者においては、同法附則第二条の規定に基づき、第二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

（林業振興課）

訓 令

福島県訓令第十号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年四月二十六日
本庁 機関
出先 機関

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が次のように改正する。
別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項及び中間貯蔵施設の設置に係る町への支援及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員の項中「会津若松市追手町二番地四一」を「双葉郡大熊町大字大川原字南平一七一七番」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定によ

り、地方税の収納の事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。
平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第三百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十一年四月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五三番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
平成三十一年四月十五日
- 四 届出をした者
日本化学工業株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成三十一年四月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十一年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	須賀川市江花字追出沢 九七番四地先から 同 市江花字久保一 七二番一地先まで	変更前 変更後	八・五〇 二二・〇 一四・五〇 三六・〇	七五九・四 七五九・四

(道路計画課)

公 告

公告第七十五号

次の徴税吏員証票については、平成三十年三月三十日紛失した旨届出があったので、同日以降当該徴税吏員証票は無効とする。
平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	発行年月日	番 号
徴税吏員証票		平成二八年四月一日	第三四八四号

(税 務 課)

公告第七十六号
 次の検税吏員証票については、平成三十年三月三十日紛失した旨届出があったので、同日以降当該検税吏員証票は無効とする。
 平成三十一年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

検税吏員証票	名 称	発行年月日	番 号
		平成二八年四月一日	第二二二六号

(税 務 課)

公告第77号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年 4月26日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤機器一式（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JISQ27001:2014（ISO/IEC27001:2013））認証

を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

- (5) 都道府県又は政令指定都市における同等程度の規模又は規模を有する仮想化共通基盤の構築完了実績があること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年5月21日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課
電話024-521-7135
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成31年4月26日（金）から同年5月21日（火）まで（土曜日、日曜日、同年4月29日から同年5月3日まで及び同月6日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年5月17日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成31年6月7日（金）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年6月6日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefectural information and communication network system common infrastructure equipment

- (including installation, adjustment and maintenance services) 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 7 June 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 June 2019
- (4) Contact point for the notice: Information Policy Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7135

(情報政策課)

福島県教育委員会

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十五号

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則

福島県立図書館利用規則（昭和三十五年福島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式その1中

ふりがな	
氏名	

性別	男・女
----	-----

ふりがな	
氏名	

に改め、備考を次のように改める。

備考 太線枠の中を記入してください。

第三号様式その1中「中学生以上用」を「13歳以上用」に

ふりがな	
氏名	

性別		「西暦 明治・大正・昭和・平成・令和」 年 月 日生」
男・女		
「西暦 明治・大正・昭和・平成・令和」 年 月 日生」		「西暦 明治・大正・昭和・平成・令和」 年 月 日生」

「西暦 明治・大正・昭和・平成・令和」 年 月 日生」

昭和・平成 年 月 日生」を「西暦 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生」に改め、同様式備考之中「性別の欄及び」を「該当するもの」の次に「一」を加え、同様式備考に次のように加える。

3 緊急連絡先の欄について、県外在住の場合は記載してください。県内在住の場合において、「現住所」及び「電話番号」欄と同内容であるときは、記載不要です。

第三号様式その2を次のように改める。

その2 (12歳以下用)

証明書 新規
 更新
 変更
 再発行

利用カード申込書

福島県立図書館長

登録番号		受付		もうこひ 申し込む日	ねん 年	がつ 月	にち 日
ふりがな							
な 名	まえ 前						
う 生まれた日	せいれき 西暦	ねん 年	がつ 月	にち 日	う 生まれ		
	へいせい 平成	れいわ 令和					
す 住んでいる所	〒	-	※ ばんち 番地やマンションのなまえ 名前 なども書いてください。				
でんわ 電話番号							
がっこう 学校などの名前							
ほごしゃ 保護者の名前							

備考

- 1 ^{なか} ^かの中を書いてください。
- 2 ^う生まれた日は、あてはまるもの^{ひと}一つを○で^{まる}囲んでください。

第四号様式その1中「中学生以上用」を「13歳以上用」に、「西暦 年 月 日」を「西暦 年 月 日」に改め、同様式備考2中「昭和 年 月 日」を「西暦 年 月 日」に改め、同様式備考2中「昭和 年 月 日」の次に「し」を加え、同様式その2を次のように改める。

その2 (12歳以下用)

りよう さいはっこうねがい
 利用カード再発行願

福島県立図書館長

りよう いちどはっこう
 利用カードをなくしました (こわしました) ので、もう一度発行してください。

		ねん がつ にち 年 月 日
ふりがな		
な まえ 名 前		
す ところ 住んでいる所	〒 - ※ ばんち なまえ 番地やマンションの名前 か なども書いてください。	
でん わ ばん ごう 電 話 番 号		
う ひ 生まれた日	せいれき 西暦	ねん がつ にち う 年 月 日 生まれ
	へいせい れいわ 平成 令和	
再発行 (回目)	再発行取扱者名	

びこう
備考

- 1 ^{なか} ^かの中を書いてください
- 2 ^う ^ひ生まれた日は、あてはまるもの^{ひと} ^{まる} ^{かこ}一つを○で囲んでください。

第六号様式中
 「利用者総数」
 男 名
 女 名
 計 名
 を 利用

者総数
 名
 に改める。

附 則

- 1 この規則は平成三十一年五月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立図書館利用規則の様式による利用票、申込書、再発行願又は申請書は、それぞれ改正後の福島県立図書館利用規則の様式による利用票、申込書、再発行願又は申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立図書館利用規則の様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(社会教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十六号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し及び同条第一項中「宿日直」を「宿日直勤務」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 宿日直勤務は、次に掲げる勤務とする。

- 一 校舎、備品、書類等の保全、外部との連絡又は緊急の用務に備えることを目的とする勤務
- 二 寄宿舍における児童及び生徒の生活指導等のための定時的巡視等を目的とする勤務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高校教育課)